

## 別 紙 第 2

### 職 員 の 給 与 に 関 す る 勧 告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

#### 記

#### I 平成23年4月の公民較差に基づく改定

##### 1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例  
現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を、別記1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
現行の給料表を、別記2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例  
現行の給料表を、別記3のとおり改定すること。

##### 2 実施時期等

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講じること。

## Ⅱ 研究職給料表の廃止

### 1 研究職給料表の廃止

研究職給料表を廃止し、同表の適用を受けている職員については、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）（以下「行（一）等給料表」という。）を適用すること。

### 2 職務の級の切替え

上記1による行（一）等給料表の適用の日（以下「適用日」という。）における職員の職務の級は、適用日の前日における職務の級を別記4により切り替えた職務の級とすること。

### 3 給料の調整額の新設

廃止に当たっては、研究業務に係る給料の調整額を新設すること。

### 4 実施時期

この改定は、平成24年4月1日から実施すること。